

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○ 土地区画整理事業の事業計画の変更……………

……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……

○ 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案

等……………(環境局総務部環境政策課) ……

○ 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……

公告

○ 国土調査の成果の認証……………

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……

告示

●東京都告示第千百十九号

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業

二 事務所の所在地

江東区東陽七丁目三番五号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十八年三月十七日

四 事業施行期間

平成十八年三月十七日から平成二十九年三月三十一日まで

五 変更の年月日

平成二十七年七月十五日

●東京都告示第千百二十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、目黒清掃工場建替事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

目黒区

上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、中目黒五丁目、三田一丁目、三田二丁目、目黒一丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、目黒四丁目、目黒五丁目、下目黒一丁目、下目黒二丁目、下目黒三丁目、下目黒四丁目、下目黒五丁目、中町一丁目、中町二丁目及び祐天寺二丁目の区域
渋谷区
恵比寿一丁目、恵比寿三丁目、恵比寿四丁

目、恵比寿西一丁目、恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目及び恵比寿南三丁目の区域

白金台五丁目の区域

港区

上大崎二丁目、上大崎三丁目及び上大崎四丁目の区域

品川区

品川区 上大崎二丁目、上大崎三丁目及び上大崎四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

三 対象事業の名称及び種類

目黒清掃工場建替事業
廃棄物処理施設の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、目黒区三田二丁目に位置する既存の目黒清掃工場の建替えを行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年七月十五日から同年八月十三日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 目黒区環境清掃部環境保全課

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

イ 渋谷区都市整備部環境保全課

渋谷区宇田川町一番一号

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年八月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の状況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(11)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う排出ガス 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊粒子状物質 0.056 mg/m³(2%除外値) 0.025 mg/m³(年平均値) 12.0%(寄与率) ・ 二酸化窒素 0.057 ppm(98%値) 0.031 ppm(年平均値) 35.5%(寄与率) <p>(4) 工事用車両の走行に伴う排出ガス 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊粒子状物質 0.051 mg/m³(2%除外値) 0.022 mg/m³(年平均値) 0.04~0.08%(寄与率) ・ 二酸化窒素 0.042~0.047 ppm(98%値) 0.021~0.026 ppm(年平均値) 0.9~2.1%(寄与率) <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス a 長期予測 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、次のとおりである。それぞれ環境基準等を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 0.004 ppm(2%除外値) 0.001 ppm(年平均値) 1.90%(寄与率) ・ 浮遊粒子状物質 0.051 mg/m³(2%除外値) 0.022 mg/m³(年平均値) 0.09%(寄与率) ・ 二酸化窒素 0.043 ppm(98%値) 0.021 ppm(年平均値) 0.25%(寄与率) ・ ダイオキシン類 0.027 pg-TEQ/m³(年平均値) 0.027 pg-TEQ/m³(年平均値) 0.72%(寄与率) ・ 塩化水素 0.0004 ppm(年平均値) 0.0004 ppm(年平均値) 4.83%(寄与率) ・ 水銀 0.001 μg/m³(年平均値) 0.001 μg/m³(年平均値) 8.86%(寄与率)

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>b 短期予測 上層逆転層発生時の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれの評価の指標を下回り、本事業による影響は少ないと考える。なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 0.007 ppm(1時間値) ・ 浮遊粒子状物質 0.027 mg/m³(1時間値) ・ 二酸化窒素 0.043 ppm(1時間値) ・ ダイオキシン類 0.068 pg-TEQ/m³(1時間値) ・ 塩化水素 0.006 ppm(1時間値) ・ 水銀 0.023 μg/m³(1時間値)
悪臭	<p>(4) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊粒子状物質 0.051 mg/m³(2%除外値) 0.022 mg/m³(年平均値) 0.05~0.18%(寄与率) ・ 二酸化窒素 0.042~0.047 ppm(98%値) 0.022~0.026 ppm(年平均値) 1.2~4.5%(寄与率) <p>ア 敷地境界 計画施設の稼働時における敷地境界の予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 煙突等気体排出口 計画施設の稼働時における焼却排ガスの予測結果は、臭気排出強度 1.5 × 10⁶ m³/min であり、脱臭装置(出口)の予測結果は、臭気排出強度 0.23 × 10⁶ m³/min である。これらは、評価指標とした規制基準をそれぞれ下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
ウ 排水水	<p>計画施設の稼働時における排水水の予測結果は、臭気指数 28 であり、評価の指標とした規制基準の範囲に収まる。</p> <p>なお、計画施設からの排水水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。</p> <p>よって、本事業による影響は少ないと考える。</p>
騒音	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>予測結果は、高さ 1.2m で 57～71dB、高さ 5m で 75～79dB であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び「東京都環境確保条例」(平成 12 年条例第 215 号)に定める指定建設作業に係る騒音の報告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) 工事中の走行に伴う騒音</p> <p>予測結果は、65～71dB であり、地点 C において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回っており、また、予測結果は現況調査結果と同様であり、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>なお、工事中の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う騒音</p> <p>予測結果は、昼間 24～34dB、朝・夕・夜間 20～33dB であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音</p> <p>予測結果は、66～71dB であり、地点 A 及び地点 C において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。</p> <p>地点 A 及び地点 C については、現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、また、現況調査結果に対して予測結果の増加分は最大でも 0.2dB と小さいことから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p>

注) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
振動	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>予測結果は 52～59dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に定める特定建設作業に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の報告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) 工事中の走行に伴う振動</p> <p>予測結果は昼間、夜間ともに 46～51dB であり、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う振動</p> <p>予測結果は、昼間、夜間ともに 24～32dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(4) ごみ収集車両等の走行に伴う振動</p> <p>予測結果は、47～51dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>ア 土壌中の有害物質の濃度 施設稼働中において現況調査を行った範囲では、汚染土壌処理基準及び地下水の水质汚濁に係る環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても、環境基準及び調査指標値を下回った。 また、既存施設の解体前に清掃を行うことで、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去され、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。 さらに、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 なお、汚染土壌封じ込め槽は地下2.5mにあり、本事業での封じ込め槽付近の土地の改変は表層部のみであるため、封じ込め槽により土壌が汚染されるおそれはない。 このことから、土壌中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p> <p>イ 地下水への流出の可能性の有無 不圧地下水の水勾配の下流側で行った現況調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。 また、「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、地下水中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p> <p>ウ 汚染土壌の量 「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、現況調査を行った範囲での土壌汚染はなかったため、汚染土壌は生じないと考える。 また、現況調査を行えなかった既存施設が存在する範囲においても、今後、工事中に土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、汚染の除去や拡散防止措置等を関係法令に基づき適切に対策を講じ、処理を行う。</p> <p>エ 新たな土地への拡散の可能性の有無 「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、新たな土地への拡散の可能性は少ないと考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>ア 地盤の変形の範囲及び程度 本事業における建設工事や土木工事においては、一般的に採用されている工法で、十分に安定性が確保されている鋼製矢板等による山留めや山留め壁(SW)工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。 以上のことから、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>イ 地下水の水位及び流況の変化の程度 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域(GL 約-6m)は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域(GL 約-20m)は、遮水性の高い山留め壁(SW)により、掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL-27mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。 以上のことから、計画地周辺の地下水水位を著しく低下させることはないと考え。 また、観測井を設置し、工事施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。 以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>ウ 地盤沈下の範囲及び程度 「ア 地盤の変形の範囲及び程度」及び「イ 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事では、山留め壁として鋼製矢板や遮水性の高いSWを採用する。これらの対策を行うことにより、地盤の安定性を保つとともに、周辺からの地下水の湧出を抑制し、周辺の地盤や地下水水位に及ぼす影響は小さい。 また地盤変位計を設置し、工事の施行中も地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。よって地盤沈下が生じることは少ないと考える。 以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。 したがって、本事業により地盤沈下及び地盤の変形が生じることは少なく、周辺の建築物等に影響を及ぼさないと考えられることから、評価の指標を満足できるものと考ええる。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>ア 地下水の水位、流況の変化の程度 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域（GL約-6m）は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで投入をし、掘削深度の深い区域（GL約-20m）は、遮水性の高い山留め壁（SMW）により、掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL-27mまで投入し、各層水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。 以上のことから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考える。 また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。 以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度 本事業では、植栽地による浸透域及び貯留施設の雨水流出抑制施設を設置することにより、「目黒区総合治水対策基本計画」に定める雨水流出抑制量以上を確保する計画である。 したがって、本事業により雨水の表面流出量への影響は少なく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
日影	<p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画地に隣接する地域は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年条例第63号）に基づく日影の規制対象区域である。 計画建築物等による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、近接する住宅地等の各敷地境界での計画建築物等による日影時間は短い。</p> <p>イ 日影が生じることに伴う影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南東側に田道小学校、北東側に住宅地が存在している。 工事の完了後における日影時間は、現況と比べ同程度または減少する結果となった。 計画地南東側の田道小学校には、計画建築物等による日影は生じない。 計画地北東側の住宅地では、最大で75分程度の日影時間が発生しているが、日影時間は短く、現況と比べ40分程度減少するため、その影響は少ない。 また、煙突の高さは現況と同程度であり、日影が生じる範囲は現況と比べほぼ変わらない。 以上より、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は少ないと考える。</p> <p>したがって、本事業による日影の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
電波障害	<p>工事の完了後において計画建築物等により、一部の地域にテレビ電波の遮へい障害の発生が予測された。 しかし、地上デジタル放送開始以降、電波障害の発生が確認されていないことや、また、計画建築物等の建物規模・構造は既存施設と同程度で、その位置も同じであるため、新たに受信障害は起こらないものと考ええる。 なお、本事業の実施により、新たに電波障害が発生し、本事業による障害が明らかになった場合には環境保全の措置を実施する。 したがって、可能な限り電波障害を防止できるものであり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観 自然との触れ合い活動の場	<p>ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域である。また、目黒川が計画地の西側に隣接して流れている。さらに計画地の西側には、都道 317 号環状六号線（通称山手通り）など、幹線となる道路が近くを通過している。 本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、工場棟の高さは既存施設の高さより低く抑え、高さ約 24m とし、煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さ（約 150m）とする計画である。工事の完了後の主な建築物は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化はほとんどないと考えられる。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 建替え後の工場棟は既存のものより低く、煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えられる。</p> <p>ウ 圧迫感の変化の程度 建替え後の工場棟は既存より低くするため、圧迫感は軽減する。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には緩衝緑地の整備や植栽を施す等、圧迫感を軽減を図る計画である。 よって、計画建築物による圧迫感の影響は軽減されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本事業による景観の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>施設の建替工事の施工中は、粉じん、騒音・振動等により、緩衝緑地利用の低下等が考えられるが、仮囲いや解体工事中の全覆いテント等の設置により、粉じんの飛散防止、騒音の防止及び利用者の安全確保に努める計画である。また、緩衝緑地の整備中は、部分的に工事することにより、利用制限エリアを極力小さくする計画である。このため、一部利用できないエリアが生じるものの、緩衝緑地を全て利用できないほどの大きな影響がないと考えられる。 また、工事の完了後は、散策エリアや遊びエリア等のゾーニングにより、更なる使いやすさの向上が見込まれ、目黒区のすすめる生物多様性戦略の考え方に基づいた昆虫居住エリアを配置することで、子どもたちの自然観察の場としての機能も果たすことから、エリア分け等の再整備により、緑地利用の多様化及び利便性の向上が考えられる。 以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設廃棄物 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は約 7.1 万 t と予測されるが、計画段階から発生抑制することにより、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物として「マニフェスト」に基づき適正に処分する他、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理する。</p> <p>(4) 建設発生土 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 17.2 万 m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。</p> <p>したがって、本事業の工事の施行中において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考えられる。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う廃棄物 施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約 1.6 万 t/年である。 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬劑処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。 飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。 また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。 したがって、本事業の工事の完了後において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考えられる。</p>

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
温室効果 ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、こみ発電及び場外公施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図り、LED照明導入によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 芝新宿王子

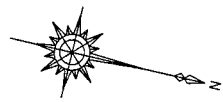
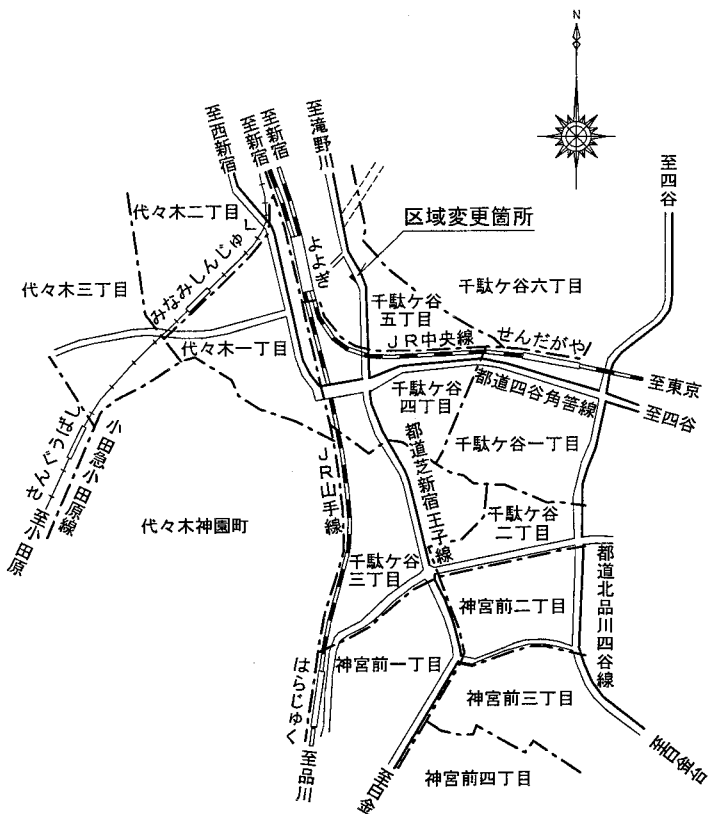
二 変更の区間 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十二番五地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

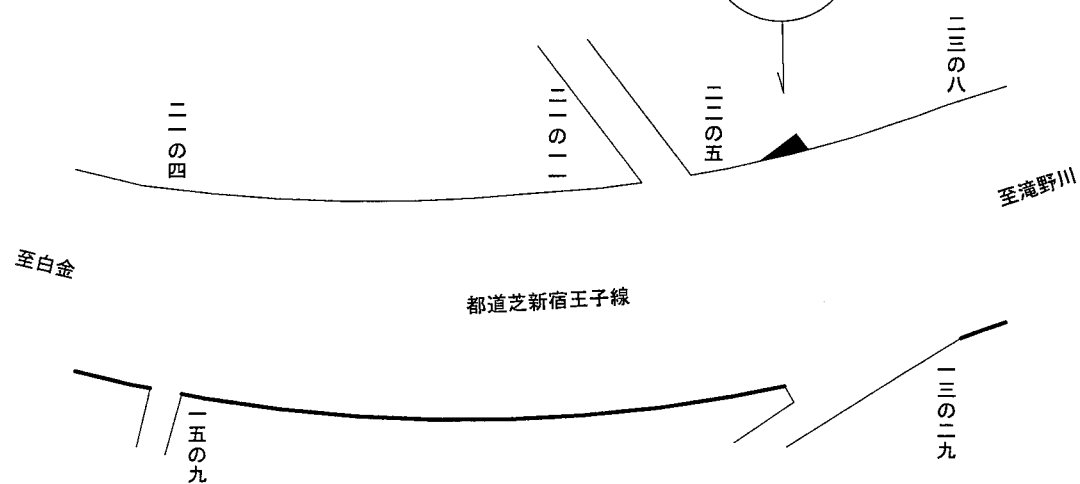
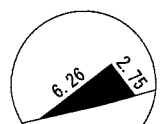
別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
渋谷区千駄ヶ谷五丁目地内

都道
 特別区道
 編入区域
 延長 七・四九メートル
 面積 八・八八平方メートル
 計画線



渋谷区
千駄ヶ谷五丁目



公 告

国土調査の成果の認証について

あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 調査を行った者 あきる野市の名称

二 調査を行った期 平成二十五年七月から平成二十六年三月まで

三 成果の名称 あきる野市(引田の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 あきる野市引田地内

五 認証年月日 平成二十七年七月一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



リサイクル適性